

平成18年度

志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書

志摩市監査委員

監 査 第 5 1 号

平成19年10月31日

志摩市長 竹内 千尋 様

志摩市監査委員 山川 泰規

志摩市監査委員 小森 仁

平成18年度志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書の
提出について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成18年度志摩市財産区会計の決算について審査を行った結果、次のとおりその意見を提出する。

平成18年度志摩市財産区会計歳入歳出決算審査意見書

審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 平成18年度 浜島財産区会計歳入歳出決算
- (2) 平成18年度 南張財産区会計歳入歳出決算
- (3) 平成18年度 塩屋財産区会計歳入歳出決算
- (4) 平成18年度 迫子財産区会計歳入歳出決算

2. 審査の期間

平成19年10月9日から平成19年10月29日

3. 審査の実施場所

阿児分庁舎 監査委員事務局

4. 審査の方法

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるかについて関係諸帳簿証書類を審査して確認を行い、あわせて関係職員から説明を聴取して実施した。

5. 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、それぞれ審査した結果、決算に関する計数は、いずれも正確であることを確認した。また、予算の執行、経理事務など財務に関する事務処理状況等はおおむね良好であると認められたが、一部に留意を要する事項が見受けられた。

以下審査の結果は、次に述べるとおりである。

(1) 歳入・歳出

平成18年度の決算額は、浜島財産区は予算現額 4,390,000 円に対し、歳入決算額 4,221,883 円で歳出決算額は 3,199,211 円となり、歳入歳出差引額は 1,022,672 円となった。

南張財産区は予算現額 642,000 円に対し、歳入決算額 983,550 円で歳出決算額は 548,484 円となり、歳入歳出差引額は 435,066 円となっている。

また、塩屋財産区は予算現額 3,401,000 円に対し、歳入決算額 2,752,596 円で歳出決算額は 2,662,560 円となり、歳入歳出差引額は 90,036 円となった。

迫子財産区は予算現額 22,502,000 円に対し、歳入決算額 22,277,003 円で歳出決算額は 21,476,393 円となり、歳入歳出差引額は 800,610 円となっている。歳入歳出差引額は各財産区とも全額翌年度へ繰越されている。

決算状況は、「別表1」のとおりである。

別表 1

単位:円、%

区分 財産区	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	収入率 (B / A)	歳出決算額 (D)	執行率 (D / A)	歳入歳出差引額 (B - D)
浜 島	4,390,000	4,221,883	96.2	3,199,211	72.9	1,022,672
南 張	642,000	983,550	153.2	548,484	85.4	435,066
塩 屋	3,401,000	2,752,596	80.9	2,662,560	78.3	90,036
迫 子	22,502,000	22,277,003	99.0	21,476,393	95.4	800,610

6. 収支の状況

(1) 歳入の状況

各財産区の歳入の状況は「別表2」のとおりである。

別表 2

1) 浜島財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
18	4,390,000	30,687,460	4,221,883	0	26,465,577	96.2	13.8
17	1,599,000	25,695,709	2,249,632	0	23,446,077	140.7	8.8
差引増減	2,791,000	4,991,751	1,972,251	0	3,019,500		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	18年度		17年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	1,478,756	35.0	1,452,442	64.6	26,314	1.8
繰越金	1,333,127	31.6	797,190	35.4	535,937	67.2
諸収入	10,000	0.2	0	0.0	10,000	0.0
繰入金	1,400,000	33.2	0	0.0	1,400,000	0.0
歳入合計	4,221,883	100.0	2,249,632	100.0	1,972,251	87.7

浜島財産区の主な歳入は、財産収入と繰越金、基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 4,390,000 円に対し収入済額は 4,221,883 円となり、収入率は 96.2%で 168,117 円の減となっている。基金からの繰入金の増加等により、前年度の収入済額と比較すると、1,972,251 円(87.7%)の増となっている。

また、調定額 30,687,460 円に対する収入率は 13.8%となり、収入未済額は 26,465,577 円となっている。

2) 南張財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
18	642,000	983,550	983,550	0	0	153.2	100.0
17	3,916,000	1,247,914	1,247,914	0	0	31.9	100.0
差引増減	3,274,000	264,364	264,364	0	0		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

区 分	18年度		17年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	112,070	11.4	155,979	12.5	43,909	28.2
繰越金	461,480	46.9	314,935	25.2	146,545	46.5
諸収入	10,000	1.0	0	0.0	10,000	0.0
繰入金	400,000	40.7	777,000	62.3	377,000	48.5
歳入合計	983,550	100.0	1,247,914	100.0	264,364	21.2

南張財産区の主な歳入は、繰越金と基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 642,000 円に対し収入済額は 983,550 円となり、収入率は 153.2%で 341,550 円の増となっている。基金からの繰入金が増した事により、前年度の収入済額と比較すると、264,364 円(21.2%)の増となっている。

また、調定額 983,550 円に対する収入率は 100.0%となっている。

3) 塩屋財産区

単位：円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
18	3,401,000	2,752,596	2,752,596	0	0	80.9	100.0
17	2,171,000	2,064,685	2,064,685	0	0	95.1	100.0
差引増減	1,230,000	687,911	687,911	0	0		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位：円、%

区 分	18年度		17年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	39,555	1.4	757,646	36.7	718,091	94.8
繰越金	203,041	7.4	307,039	14.9	103,998	33.9
諸収入	10,000	0.4	0	0.0	10,000	0.0
繰入金	2,500,000	90.8	1,000,000	48.4	1,500,000	150.0
歳入合計	2,752,596	100.0	2,064,685	100.0	687,911	33.3

塩屋財産区の主な歳入は、基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 3,401,000 円に対し収入済額は 2,752,596 円となり、収入率は 80.9%で 648,404 円の減となっている。財産収入は 718,091 円の減となったが、基金からの繰入金が増となっているので、前年度の収入済額と比較すると 687,911 円(33.3%)の増となっている。

また、調定額 2,752,596 円に対する収入率は 100.0%となっている。

4) 迫子財産区

単位: 円、%

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
18	22,502,000	22,277,003	22,277,003	0	0	99.0	100.0
17	8,887,000	7,823,110	7,823,110	0	0	88.0	100.0
差引増減	13,615,000	14,453,893	14,453,893	0	0		

款別収入済額一覧表(前年度比較)

単位: 円、%

区 分	18年度		17年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
財産収入	3,146,819	14.1	673,476	8.6	2,473,343	367.3
繰越金	264,184	1.2	849,634	10.9	585,450	68.9
諸収入	10,000	0.0	0	0.0	10,000	0.0
繰入金	18,856,000	84.6	6,300,000	80.5	12,556,000	199.3
歳入合計	22,277,003	100.0	7,823,110	100.0	14,453,893	184.8

迫子財産区の主な歳入は、財産収入と基金からの繰入金となっている。

その状況については、予算現額 22,502,000 円に対し収入済額は 22,277,003 円となり、収入率は 99.0% で 224,997 円の減となっている。土地売払収入などの財産収入と基金からの繰入金の増加により、前年度の収入済額と比較すると、14,453,893 円(184.8%)の増となっている。

また、調定額 22,277,003 円に対する収入率は 100.0% となっている。

(2) 歳出の状況

歳出の状況は「別表3」のとおりである。

別表 3

1) 浜島財産区

単位: 円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
18	4,390,000	3,199,211	0	1,190,789	72.9
17	1,599,000	916,505	0	682,495	57.3
差引増減	2,791,000	2,282,706	0	508,294	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区分	18年度		17年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議会費	1,584,135	49.5	373,755	40.8	1,210,380	323.8
総務費	1,535,076	48.0	462,750	50.5	1,072,326	231.7
諸支出金	80,000	2.5	80,000	8.7	0	0.0
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
歳出合計	3,199,211	100.0	916,505	100.0	2,282,706	249.1

浜島財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 4,390,000 円に対し支出済額は 3,199,211 円で、執行率は 72.9%となっている。

議会費の研修旅費や総務費の除草委託料が増えたことなどにより、前年度の支出済額と比較すると、2,282,706 円(249.1%)の増となっている。

2) 南張財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
18	642,000	548,484	0	93,516	85.4
17	3,916,000	786,434	0	3,129,566	20.1
差引増減	3,274,000	237,950	0	3,036,050	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区分	18年度		17年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議会費	379,832	69.3	293,728	37.3	86,104	29.3
総務費	101,652	18.5	27,500	3.5	74,152	269.6
諸支出金	67,000	12.2	465,206	59.2	398,206	85.6
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
歳出合計	548,484	100.0	786,434	100.0	237,950	30.3

南張財産区の主な歳出は議会費と総務費となっている。

その状況については、予算現額 642,000 円に対し支出済額は 548,484 円で、執行率は 85.4% となっている。

議会費の報酬や総務費の境界立会賃金等が増えたが、諸支出金の一般会計繰出金がなくなったことにより、前年度の支出済額と比較すると、237,950 円(30.3%)の減となっている。

3) 塩屋財産区

単位: 円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
18	3,401,000	2,662,560	0	738,440	78.3
17	2,171,000	1,861,644	0	309,356	85.8
差引増減	1,230,000	800,916	0	429,084	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位: 円、%

区 分	18年度		17年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議 会 費	961,136	36.1	256,232	13.8	704,904	275.1
総 務 費	416,908	15.7	320,896	17.2	96,012	29.9
諸支出金	1,284,516	48.2	1,284,516	69.0	0	0.0
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
歳出合計	2,662,560	100.0	1,861,644	100.0	800,916	43.0

塩屋財産区の主な歳出は議会費と地区振興助成金等である諸支出金となっている。

その状況については、予算現額 3,401,000 円に対し支出済額は 2,662,560 円で、執行率は 78.3%となっている。

議会費の賃金や研修旅費、総務費の研修旅費が増えたことにより、前年度の支出済額と比較すると、800,916 円(43.0%)の増となっている。

4) 迫子財産区

単位:円、%

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
18	22,502,000	21,476,393	0	1,025,607	95.4
17	8,887,000	7,558,926	0	1,328,074	85.1
差引増減	13,615,000	13,917,467	0	302,467	

款別支出済額一覧表(前年度比較)

単位:円、%

区 分	18年度		17年度		増減(C) (A - B)	増減率(D) (C / B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
議会費	1,745,919	8.1	962,231	12.7	783,688	81.4
総務費	2,787,474	13.0	209,695	2.8	2,577,779	1,229.3
諸支出金	16,943,000	78.9	6,387,000	84.5	10,556,000	165.3
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
歳出合計	21,476,393	100.0	7,558,926	100.0	13,917,467	184.1

迫子財産区の主な歳出は議会費と総務費、諸支出金となっている。

その状況については、予算現額 22,502,000 円に対し支出済額は 21,476,393 円で、執行率は 95.4%となっている。

議会費の賃金や研修旅費、総務費の基金積立金の増加など、そのほか市道迫子1号線拡幅改良工事負担金の増加もあり、前年度の支出済額と比較すると 13,917,467 円(184.1%)の増となっている。

7. 財産の状況

各財産区の平成18年度における財産の状況は次のとおりである。

(1) 土地

単位：㎡

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	210,413	1,028,580	322,165	1,984,571	3,545,729
当年度増減額	0	0	2,530	5,635	8,165
当年度末残高	210,413	1,028,580	319,635	1,978,936	3,537,564

(2) 建 物

単位：㎡

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	0	276	70	111	457
当年度増減額	0	0	0	0	0
当年度末残高	0	276	70	111	457

(3) 基 金

単位：円

区 分	浜島財産区	南張財産区	塩屋財産区	迫子財産区	合計
前年度末残高	81,126,000	35,721,000	111,340,000	311,252,000	539,439,000
当年度増減額	1,400,000	400,000	2,500,000	16,430,000	20,730,000
当年度末残高	79,726,000	35,321,000	108,840,000	294,822,000	518,709,000

浜島財産区については、保有株式 3.52 株 176,000 円を含む。

む す び

以上が平成18年度志摩市財産区会計の決算書並びに附属書類を審査した概要である。

歳入では、浜島財産区の土地の貸付並びに貸付収入の未済額について、以前から指摘しているところであるが、収入未済額については法令や規則に照らし合わせ、消滅時効による不納欠損処理を適正に行うとともに、地上権設定の解除により今後未済額が増えないための対策を早急に講じられることを引き続き強く要望する。

歳出では、食糧費(4財産区)、研修旅費(浜島財産区、塩屋財産区、迫子財産区)については、地方における厳しい経済情勢の中、緊縮財政が求められることから、これまでの慣例で行われてきた事業等についても再度目的・内容等を十分検討し、さらに財産区の振興と住民の福祉向上が図られるよう努められたい。特に研修旅費については、社会通念上妥当な範囲であるかも含め、「財産の管理・保全」を目的とした研修を採用するなど、本来の財産区の目的に沿った研修の実施に努められたい。

地方自治法に規定されている財産区の特長として、基金は財産区財産の管理・処分等に必要範囲での使用に限定されている。この事については昨年も指摘したとおり、塩屋財産区の自治会等への補助金、助成金等の支出方法について、財産又は公の施設の管理上必要な限度内のものであるかどうかを十分検討され、財産区が支出する補助金等として適切かどうかの説明責任が果たされる事務の執行を期待する。

4財産区において、それぞれの区の自治会の成り立ちや現状、運営の経緯は様々であり、財産区の運営状況にもかなり差異があるが、県内及び他県の財産区と情報交換などを行うとともに、地縁団体への移行も含め、財産区運営や議員定数、存在意義等の見直しを検討されたい。

今後も、財産の管理・処分にあたっては、地方自治法第296条の5に規定する財産区運営の基本原則に十分配慮されると共に、その趣旨である地域住民の福祉増進の達成に向けて、常に事業内容に留意されるよう強く要望する。